

撤去された「平和の像」——それでも闘いは終わらない

池永記代美 (ベルリン・女の会)

闇の中に連れ去られた「平和の像」

10月17日、ベルリンのミッテ区に設置されていた「平和の像」が、ミッテ区により強制撤去されました。アリと命名されたこの像を守るため、当日も支援者が見張りをしていましたが、30人もの警官の立ち会いの下、撤去作業はあっという間に終了。アリを乗せたトラックは夜明け前の闇の中に消えていったそうです。

この「平和の像」は、日本軍「慰安婦」制度被害者を追悼すると共に現在も横行する戦時性暴力を警告するために、ベルリンの韓国系市民団体「コリア協議会」がミッテ区のプログラム「都市空間の芸術」の一つとして、2020年9月に設置したものです。しかし、設置期間を巡り区と同協議会が対立。昨年10月末までに撤去せよという区の命令に対して同協議会はベルリン行政裁判所に仮処分を申請し、撤去は保留されていました(『wam だより』vol.59 参照)。

裁判所が今年4月に出した判断に、アリの支援者たちは胸を撫で下ろしました。ミッテ区は、「公募を経ない芸術作品の公共空間での設置は2年まで」という区の規則を理由に、撤去命令を正当化しましたが、裁判所は、区はその規則を一貫して適用してこなかったという実態を指摘し、今年9月28日まで像の存続を認めたのです。

その期日が迫ってきた9月上旬、区は新たに、10月7日までに像を撤去するよう「コリア協議会」に命じました。同協議会は再び仮処分申請をしましたが、ベルリン行政裁判所に続いて上級行政裁判所も、10月16日にそれを却下。この判断が出るのを待っていたかのように、ミッテ区は翌17日に像を撤去したのです。

4月と今回で裁判所が異なる判断を出したのは、理由があります。裁判所に運用の一貫性のなさを指摘されたミッテ区がこの間に、「公共空間における芸術作品の設置」に関する慣行を一律化するために規則を厳格なものに改定し、「公募作品以外の設置は最高2年」と、明確に定めたのです。今年の7月に区が作った規則は、それ以

前に設置されたアリに適用されないだろうという支援者たちの期待は裏切られ、裁判所は「この規則に異議を唱える余地はない」と判断しました。

アリが育んだベルリン市民の連帯

規則改定と同時に、区は「コリア協議会」に意外な提案をしました。移転費用は区が負担するので、今の場所から100mほど離れた私有地に像を移設しないかというものです。同協議会の事務所からも近く、今まで通り教育活動などにも使えるではないか、と。区が主導する移転により、「区は像を救った」と市民の批判をかわすことも計算したのでしょうか、財政難の区が費用を負担してまでも公有地から何としてでも像を消し去ろうとした理由は、どこにあるのでしょうか？

ここで思い出されるのは、帰任を控えた駐ドイツ日本大使(当時)が昨年9月に講演で語った言葉です。「任期中、『平和の像』にずっと取り組んできた。像がベルリンに残れば、私の使命は達成できなかったことになる」。同大使はミッテ区長を「像の問題に関して理解ある」と評していましたが、当のミッテ区長は昨年9月の区議会で「今後、姉妹都市協定などの交流を除いて、他国の代表とは一切会わない」と圧力の凄まじさを示唆する発言をしていました。

「平和の像」アリは性暴力の被害や性暴力撲滅について、語り、連帯し、闘う場所をあらゆる人たちに提供してきました。この5年間、その様子を見てきた地域住民は、像設置5周年記念集会(9月28日)や、撤去反対デモ(10月7日)に参加し、私たちと共に、「アリを残せ」と声を挙げてくれました。

像の撤去を伝える地元メディアの報道に寄せられたコメントを読んでも、ベルリン市民は問題の本質を見抜いていることがわかります。「またしても、不正を想起することより、経済的関心が重視されている」、「この像のどこが『物議を醸している』のか知りたい。日本がその歴史と向き合うことを望まないからといって、歴史的事実や

この像が物議を醸しているわけではない」といった日本政府への批判だけでなく、「戦争が起きている今だからこそ、像は速やかに再び設置されるべきだ」、「公共の建物の前など、目立つところに像を設置すべきだ」と、アリの復活を望む声が寄せられました。アリはいつの日か、再び姿を現してくれるでしょう。アリが紡いだ人々の連帯の絆が断ち切られることはないからです。



道ゆく人がふと立ち止まり像の説明を読んだり、子どもが戯れたりするのが、「平和の像」アリの日常風景だった(筆者撮影)。



撤去を知った人々が花やメッセージ持ってアリのいた跡を訪れ、「アリの場所」と記した(撮影: 梶村道子)。